

経 済 産 業 省

20250106貿局第1号
輸出注意事項2025第1号
経済産業省貿易経済安全保障局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年1月16日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この規程は、令和7年1月23日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改正後	現 行												
<p>2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、<u>付表1</u>に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、<u>付表1</u>の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、<u>次の表</u>に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、<u>次の表</u>の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">輸出令別表第2の項</th> <th style="text-align: center;">輸出令別表第2中解釈を要する語</th> <th style="text-align: center;">解 釈</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">うなぎの稚魚</td> <td style="text-align: center;">一尾の体重が13グラム以下のものをいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">35～40</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">重要美術品</td> <td style="text-align: center;">旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）の第2条第1項の規定により認定されたもの又はこれと同等以上の価値を有するものをいう。</td> </tr> </tbody> </table>	輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	33	うなぎの稚魚	一尾の体重が13グラム以下のものをいう。	35～40	(略)	(略)	43	重要美術品	旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）の第2条第1項の規定により認定されたもの又はこれと同等以上の価値を有するものをいう。
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈											
33	うなぎの稚魚	一尾の体重が13グラム以下のものをいう。											
35～40	(略)	(略)											
43	重要美術品	旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）の第2条第1項の規定により認定されたもの又はこれと同等以上の価値を有するものをいう。											
<p>2-1-1の2 (略) 2-1-1の3 ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする貨物に関する輸出の承認 (1)～(3) (略) (4) 輸出令別表第2の3第一号の二の解釈</p>	<p>2-1-1の2 (略) 2-1-1の3 ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする貨物に関する輸出の承認 (1)～(3) (略) (4) 輸出令別表第2の3第一号の二の解釈</p>												

輸出令別表第2の3第一号の二の解釈は、〔付表2〕に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2の3第一号の二中、〔付表2〕の「輸出令別表第2の3第一号の二」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2の3第一号の二（これに基づく別表第2の3貨物省令を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2の3中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとするほか、1-1(7)(イ)の解釈を準用する。

(削除)

(5) 輸出令別表第2の3第二号の解釈

輸出令別表第2の3第二号の解釈は、〔付表3〕に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2の3第二号中、〔付表3〕の「輸出令別表第2の3第二号」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2の3第二号（これに基づく別表第2の3貨物省令を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2の3中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとするほか、1-1(7)(イ)の解釈を準用する。

(削除)

輸出令別表第2の3第一号の二の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2の3第一号の二中、次の表の「輸出令別表第2の3第一号の二」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2の3第一号の二（これに基づく別表第2の3貨物省令を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2の3中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとするほか、1-1(7)(イ)の解釈を準用する。

輸出令別表第2の3第一号の二	輸出令別表第2の3中解釈を要する語	解 釈	
イ	混合物	<u>化粧品、シャンプー、調製界面活性剤、インキ、ペイント、接着剤、調製不凍液又は調製潤滑剤等であって、個人的使用のため小売用の包装（瓶、缶、チューブ等に詰められたもの）にしたものを除く。</u>	
ロ	(略)	(略)	
ハ	(略)	(略)	
	別表第2の3貨物省令第三条第三号中遠心分離機	<u>デカンターを含む。</u>	

(5) 輸出令別表第2の3第二号の解釈

輸出令別表第2の3第二号の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2の3第二号中、次の表の「輸出令別表第2の3第二号」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2の3第二号（これに基づく別表第2の3貨物省令を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2の3中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとするほか、1-1(7)(イ)の解釈を準用する。

輸出令別	輸出令別表	

表第2の3第二号	第2の3中 解釈を要する語	解 釈	
(1)	エネルギー密度	平均出力(W)に放電時間(h)を乗じて得た数値を、セルの質量(kg)で除した数値をいい、公称電圧にアンペア時間で表した公称容量を乗じて得た数値を、キログラムで表した質量で除すことで計算される。公称容量が示されていない場合のエネルギー密度は、公称電圧を二乗して得た数値に、時間で表した放電時間を乗じ、かつ、オームで表した放電負荷とキログラムで表した質量で除して計算することとする。	
(2)～(84)	(略)	(略)	(略)
(85)	(略)	(略)	(略)
	タンクその他の容器		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸入したものであって、輸入した後返送のため輸出するもの(無償のものに限る。) ロ 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸出するものであって、輸出した後輸入すべきもの(無償のものに限る。)

(6) (略)

2-1-2 ~ 3 (略)

4 特例

4-1 ~ 4-2-1 (略)

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

(略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。
ただし、輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とするもの及び輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物であって、ロシアを仕向地とするものは輸出特例とはならない。
(イ)・(ロ) (略)
(ハ) 郵便物の内容となっている郵便切手は使用済であると未使用であるとを問わず輸出令上は「貨物」として取り扱う。なお、その料金額又は評価額の合計額が500

(6) (略)

2-1-2 ~ 3 (略)

4 特例

4-1 ~ 4-2-1 (略)

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

(略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。
ただし、輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とするもの及び輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物であって、ロシアを仕向地とするものは輸出特例とはならない。
(イ)・(ロ) (略)
(ハ) 郵便物の内容となっている郵便切手は使用済であると未使用であるとを問わず輸出令上は「貨物」として取り扱う。なお、その料金額又は評価額の合計額が500万円

万円を超えるものはこの号に該当しない。

(二) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は [付表4] に、同号ホ及び同号チに規定する「別表第2の3第三号に掲げる貨物」の解釈は [付表5] に掲げるところにより行う。

なお、[付表4] 中「アメリカ合衆国通貨〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。」、及び [付表5] において定める金額の外国通貨又は電子決済手段等若しくはその他の財産的価値への換算は別に定める換算率によるものとする。

また、別表第2の3貨物省令第139条から第157条中に定める金額は、原則として、商品を構成する最小単位となる箱やパッケージ、その他これらに相当するものの1単位当たりの金額とする。

(ホ) 北朝鮮を仕向地とする貨物については、輸出禁止措置の閣議決定の趣旨を踏まえ、「受取人の個人的使用に供される貨物」の該非については個別に判断するものとする。

(削除)

(削除)

(5) ~ (14) (略)

4-2-4 ~ 4-3 (略)

5 ~ 13 (略)

[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
33	うなぎの稚魚	一尾の体重が13グラム以下のものをいう。
35	附属書Aに掲げる物質	グループIに属するクロロペンタフルオロエタン（フロン115）、ジクロロジフルオロメタン（フロン12）、ジクロロテトラフルオロエタン（フロン114）、トリクロロトリフルオロエタン（フロン113）又はトリクロロフルオロメタン（フロン11）並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ポンペ、缶等の容器に入っているものをいう。
		次のいずれかに該当するものを除く。 ① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの ② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装

を超えるものはこの号に該当しない。

(二) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は次の表1に、同号ホに規定する「別表第2の3第三号に掲げる貨物」の解釈は次の表2に掲げるところにより行う。

なお、表1中「アメリカ合衆国通貨〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。」、及び表2において定める金額の外国通貨又は電子決済手段等若しくはその他の財産的価値への換算は別に定める換算率によるものとする。

(ホ) 北朝鮮を仕向地とする貨物については、輸出禁止措置の閣議決定の趣旨を踏まえ、「受取人の個人的使用に供される貨物」の該非については個別に判断するものとする。

表1

表2

(5) ~ (14) (略)

4-2-4 ~ 4-3 (略)

5 ~ 13 (略)

(新設)

			<p>置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの</p> <p>③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの</p> <p>④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの</p>	
		<p>グループⅡに属するブロモクロロジフルオロメタン（ハロン1211）、ジブロモテトラフルオロエタン（ハロン2402）又はブロモトリフルオロメタン（ハロン1301）並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>		
			<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>① 消火器の中に消火剤として入っているもの</p> <p>② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの</p>	
<p>附属書Bに掲げる物質</p>		<p>グループⅠに属するクロロトリフルオロメタン（フロン13）、クロロヘプタフルオロプロパン（フロン217）、ジクロロヘキサフルオロプロパン（フロン216）、テトラクロロジフルオロエタン（フロン112）、テトラクロロテトラフルオロプロパン（フロン214）、トリクロロペンタフルオロプロパン（フロン215）、ヘキサクロロジフルオロプロパン（フロン212）、ヘプタクロロフルオロプロパン（フロン211）、ペンタクロロトリフルオロプロパン（フロン213）若しくはペンタクロロフルオロエタン（フロン111）、グループⅡに属する四塩化炭素又はグループⅢに属する1, 1, 1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）及びこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>		
			<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの</p> <p>② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装</p>	

置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの
 ③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの
 ④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの

附属書CのグループIに属する物質

ジクロロフルオロメタン (HCFC-21)、クロロジフルオロメタン (HCFC-22)、クロロフルオロメタン (HCFC-31)、テトラクロロフルオロエタン (HCFC-121)、トリクロロジフルオロエタン (HCFC-122)、ジクロロトリフルオロエタン、(HCFC-123)、2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン (HCFC-123)、クロロテトラフルオロエタン (HCFC-124)、2クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (HCFC-124)、トリクロロフルオロエタン (HCFC-131)、ジクロロジフルオロエタン (HCFC-132)、クロロトリフルオロエタン (HCFC-133)、ジクロロフルオロエタン (HCFC-141)、1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)、クロロジフルオロエタン (HCFC-142)、1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)、クロロフルオロエタン (HCFC-151)、ヘキサクロロフルオロプロパン (HCFC-221)、ペンタクロロジフルオロプロパン (HCFC-222)、テトラクロロトリフルオロプロパン (HCFC-223)、トリクロロテトラフルオロプロパン (HCFC-224)、ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225)、3, 3-ジクロロ-1, 1, 1, 2, 2-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225ca)、1, 3-ジクロロ-1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225cb)、クロロヘキサフルオロプロパン (HCFC-226)、ペンタクロロフルオロプロパン (HCFC-231)、テトラクロロジフルオロプロパン (HCFC-232)、トリクロロトリフルオロプロパン (HCFC-233)、ジクロロテトラフルオロプロパン (HCFC-234)、クロロペンタフルオロプロパン (HCFC-235)、テトラクロロフルオロプロパン (HCFC-241)、トリクロロジフルオロプロパン (HCFC-242)、ジクロロトリフルオロプロパン (HCFC-243)、クロロテトラフルオロプロパン (HCFC-244)、トリクロロフルオロプロパ

	<p>ン (HCFC-251)、ジクロロジフルオロプロパン (HCFC-252)、クロロトリフルオロプロパン (HCFC-253)、ジクロロフルオロプロパン (HCFC-261)、クロロジフルオロプロパン (HCFC-262)、クロロフルオロプロパン (HCFC-271) 並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの ② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの ③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの ④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの
<p>附属書CのグループIIに属する物質</p>	<p>ジブロモフルオロメタン、ブロモジフルオロメタン、ブロモフルオロメタン、テトラブロモフルオロエタン、トリブロモジフルオロエタン、ジブロモトリフルオロエタン、ブロモテトラフルオロエタン、トリブロモフルオロエタン、ジブロモジフルオロエタン、ブロモトリフルオロエタン、ジブロモフルオロエタン、ブロモジフルオロエタン、ブロモフルオロエタン、ヘキサブロモフルオロプロパン、ペンタブロモジフルオロプロパン、テトラブロモトリフルオロプロパン、トリブロモテトラフルオロプロパン、ジブロモペンタフルオロプロパン、ブロモヘキサフルオロプロパン、ペンタブロモフルオロプロパン、テトラブロモジフルオロプロパン、トリブロモトリフルオロプロパン、ジブロモテトラフルオロプロパン、ブロモペンタフルオロプロパン、テトラブロモフルオロプロパン、トリブロモジフルオロプロパン、ジブロモトリフルオロプロパン、ブロモテトラフルオロプロパン、トリブロモフルオロプロパン、ジブロモジフルオロプロパン、ブロモトリフルオロプロパン、ジブロモフルオロプロパン、ブロモジフルオロプロパン又はブロモフルオロプロパン並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>	

			次のいずれかに該当するものを除く。 ① 消火器の中に消火剤として入っているもの ② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの
	附属書CのグループⅢに属する物質	ブロモクロロメタン及びこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。	次のいずれかに該当するものを除く。 ① 消火器の中の消火剤として入っているもの ② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの
	附属書Eに掲げる物質	附属書Eに掲げる臭化メチル及び当該物質が含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。	
35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	2, 4, 5-T、2, 4, 5-T塩及び2, 4, 5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナバクリル、カプタホール、カルボフラン（別名N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル）、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 及びジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 塩（アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等）、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1, 2-ジプロモエタン (EDB)、エンドスルファン、1, 2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH（異性体混合物）、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀化合物（無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。）、メタミドホス、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタ	

クロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、ホレート、テルブホス、トキサフェン、トリクロロホン(別名ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP)、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿(アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト)、商業用オクタブロモジフェニルエーテル(ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。)、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル(テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。)、デカブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモシクロドデカン、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物(ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。)、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩及びペルフルオロオクタンスルホン酸関連物質(※)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)、短鎖塩素化パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス(2, 3-ジブromoプロピル)ホスファート、トリブチルスズ化合物(ビス(トリブチルスズ)オキシド、トリブチルスズフルオリド、トリブチルスズメタクリレート、トリブチルスズベンゾアート、トリブチルスズクロリド、トリブチルスズリノレート、トリブチルスズナフテナートを全て)並びにこれらを含有する混合物又は製剤

次のいずれかに該当するものを除く。

- ① ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤であって、ベノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤でない場合
- ② ホスファミドンであって1リットルにつき1000gを超えて含有する液剤でない場合
- ③ メチルパラチオンであって、19.5%以上含有する乳剤でなく、1.5%以上含有する粉剤でない場合

(※) 「ペルフルオロオクタン酸関連物質」の解釈は次のとおり行う。

- ・炭素原子 (C) に結合する直鎖状又は分岐状のペルフルオロヘプチル基 (C₇F₁₅) を構造要素の1つとして有する関連物質 (その塩及びポリマーを含む。)
- ・直鎖状又は分岐状のペルフルオロオクチル基 (C₈F₁₇) を構造要素の1つとして有する関連物質 (その塩及びポリマーを含む。)

- 以下の化合物は含まれない。
- ・C₈F₁₇-X, (X= F, Cl, Br)
 - ・C₈F₁₇-C(=O)OH、C₈F₁₇-C(=O)O-X' 又は、C₈F₁₇-CF₂-X' (X' = 任意の基 (塩を含む。))
 - ・ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその誘導体 (C₈F₁₇SO₂X (X= OH、金属塩 (O-M⁺)、ハロゲン化物、アミド、及びポリマーを含むその他の誘導体))

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第17号) 第2条第2項に

ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン (塩素数が2以上のものに限る。)、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル (クロルデン類)、ビス (トリブチルスズ) オキシド、N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン、2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、

<p>規定する第一種特定化学物質</p>	<p>ヘキサクロブター-1, 3-ジエン、2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファヘキサクロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブromobifenil、テトラブromofenilエーテル、ペンタブromofenilエーテル、ヘキサブromofenilエーテル、ヘプタブromofenilエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブromシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブromofenilエーテル、PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質（ペルフルオロオクチル=ヨージド、8:2フルオロテロマーアルコール、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号）に規定するもの）、ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名PFH_xS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩並びにこれらを含む混合物又は製剤</p>	
	<p>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、ペンタクロロベンゼン、アルファヘキサクロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬を含む。</p>	
	<p>ヘキサクロロベンゼン、アル</p>	

	<p>ドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、PFOS又はその塩、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベータヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第4項に規定する医療機器を含む。</p>		
	<p>ポリ塩化ビフェニルが使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none">① 潤滑油、切削油及び作動油② 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料③ 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙④ 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器⑤ 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー⑥ エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ		

	<p>ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 潤滑油及び切削油 ② 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ③ 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。） 		
<p>アルドリン及びDDTが使用されている以下の製品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ② 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。） 			
<p>ディルドリンが使用されている以下の製品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ② 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。） ③ 羊毛（脂付き羊毛を除く。） 			
<p>クロルデン類が使用されている以下の製品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 木材用の防腐剤及び防虫剤 ② 木材用の接着剤 ③ 塗料（防腐用又は防虫用のものに限る。） ④ 防腐木材及び防虫木材 ⑤ 防腐合板及び防虫合板 			
<p>マイレックスが使用されている木材用の防虫剤を含む。</p>			

	<p>PFOS又はその塩が使用されている以下の製品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 航空機用の作動油 ② 糸を紡ぐために使用する油剤 ③ 金属の加工に使用するエッチング剤 ④ 圧電フィルタ又は半導体の製造に使用するエッチング剤 ⑤ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ⑥ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑦ 半導体用のレジスト ⑧ 研磨剤 ⑨ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑩ 防虫剤（しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。） ⑪ 業務用写真フィルム ⑫ 印画紙 		
	<p>テトラブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 塗料 ② 接着剤 		
	<p>ペンタブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 塗料 ② 接着剤 		
	<p>ヘキサブロモシクロデカンが使用されている以下の製品を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防炎性能を与えるための処理をした生地 		

	<p>② 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤</p> <p>③ 発泡ポリスチレンビーズ</p> <p>④ 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン</p>		
	<p>ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</p> <p>② 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材</p> <p>③ 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板</p> <p>④ にかわ</p>		
	<p>ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 潤滑油、切削油及び作動油</p> <p>② 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤</p> <p>③ 樹脂用又はゴム用の可塑剤</p> <p>④ 塗料（防水性かつ難燃性のものに限る。）</p> <p>⑤ 接着剤及びシーリング用の充填料</p> <p>⑥ 皮革用の加脂剤</p>		
	<p>デカブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 防炎性能を与えるための処理をした生地</p>		

		<ul style="list-style-type: none"> ② 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤 ③ 接着剤及びシーリング用の充填料 ④ 防炎性能を与えるための処理をした床敷物 ⑤ 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン ⑥ 防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり 		
		<p>PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙 ② はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ③ 洗剤 ④ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑤ 塗料及びワニス ⑥ はつ水剤及びはつ油剤 ⑦ 接着剤及びシーリング用の充填料 ⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨ トナー ⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑪ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 		

	<p>⑫ 床用ワックス ⑬ 業務用写真フィルム</p>		
	<p>ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</p> <p>② 消泡剤</p> <p>③ はつ水剤、はつ油剤、防汚剤及び繊維保護剤</p> <p>④ 光ファイバー及びそのコーティング剤</p> <p>⑤ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</p> <p>⑥ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</p> <p>⑦ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</p> <p>⑧ 床用ワックス</p>		
	<p>ペルフルオロ（ヘキサノー１－スルホン酸）(別名PFHxS)若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。)又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</p> <p>② 金属の加工に使用するエッチング剤</p> <p>③ 半導体の製造に使用するエッチング剤</p> <p>④ メッキ用の表面処理剤及</p>		

		びその調製添加剤 ⑤ 半導体の製造に使用する 反射防止剤 ⑥ 半導体用のレジスト ⑦ はつ水剤、はつ油剤及び 繊維保護剤 ⑧ 消火器、消火器用消火薬 剤及び泡消火薬剤 ⑨ はつ水性能又ははつ油性 能を与えるための処理をし た衣服 ⑩ はつ水性能又ははつ油性 能を与えるための処理をし た床敷物	
35の 4	水銀に関する水俣条約 第3条1 (a)に規 定する水銀	水銀と他の物質との混合物（水銀の合金を含む。）であって、水銀の濃度が全重量の95パーセント以上であるものを含む。	蛍光ランプ及び水銀ランプ等の水銀が使用されている製品に含まれる水銀を除く。
	これを部品 として使用 する製品		特定水銀使用製品が取り外されている状態のものを除く。
38	かすみ網	はり網の棚糸を有するものをいう。	
40	反 乱	外国政府に対する反乱を含む。	
43	重要美術品	旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）の第2条第1項の規定により認定されたもの又はこれと同等以上の価値を有するものをいう。	

〔付表2〕 2-1-1の3（4）輸出令別表第2の3第一号の二の解釈の表

輸 出 令 別 表 第	輸出令別表 第2の3中 解釈を要す	解 釈
-------------------	-------------------------	-----

（新設）

2 の 3 第 一 号 の二	る語		
イ	混合物	化粧品、シャンプー、調製界面活性剤、インキ、ペイント、接着剤、調製不凍液又は調製潤滑剤等であって、個人的使用のため小売用の包装（瓶、缶、チューブ等に詰められたもの）にしたものを除く。	
	別表第2の3貨物省令第一条中の物質	以下の物質の名称に併記する（ ）内の米国化学会のCAS（Chemical Abstracts Service）登録番号のものを含む。 カプサイシン（404-86-4）、ジヒドロカプサイシン（19408-84-5）、ホモカプサイシン（58493-48-4）、ホモジヒドロカプサイシン（20279-06-5）、ノルジヒドロカプサイシン（28789-35-7）、シス-4-アセチルアミノジシクロヘキシルメタン（37794-87-9）	
ロ	製造に用いられる装置	製造に用いることができる装置をいう。	
	別表第2の3貨物省令第二条第一号中の反応器	内容物が漏れない構造であるものをいい、次のいずれかに該当するものを含む。 イ バッチ式反応器 ロ フロー式反応器 ハ 半回分式反応器	
	別表第2の3貨物省令第二条第一号の二中の連続式の反応器	原料物の受入、内容物の反応及び生成物の出口における回収を連続して行うことができるものであって、出口と入口の配管取り付けノズルを備え、複数の機器で構成されるものをいう。	
	別表第2の3貨物省令	組立品であって、流体モジュール、ポンプ、バルブ、充填	

<p>第二条第一号の二中の部分品</p>	<p>層、かくはん機、圧力計及び液—液分離装置を含む。</p>	
<p>別表第2の3貨物省令第二条第二号中の貯蔵容器</p>	<p>密閉状態で貯蔵できるものをいう。</p> <p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸入したものであって、輸入した後返送のため輸出するもの(無償のものに限る。)</p> <p>ロ 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸出するものであって、輸出した後輸入すべきもの(無償のものに限る。)</p>	
<p>別表第2の3貨物省令第二条第六号中の呼び径</p>	<p>内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径をいう。</p>	
<p>別表第2の3貨物省令第二条第七号中のシーレスポンプ</p>	<p>内容物が漏れない構造であるものをいう。</p>	
<p>別表第2の3貨物省令第二条第八号中の最高規定吐出し量が1時間につき1立方メートルを超えるもの</p>	<p>温度が摂氏0度かつ圧力が101.30キロパスカルの状態における最高規定吐出し量で、1時間につき1立方メートルを超えるものをいう。</p>	

別表第2の3貨物省令第二条第八号中のケーシング	弁箱（別名ボディともいう。）をいう。
別表第2の3貨物省令第二条第八号中のケーシングライナー	ケーシングと共に弁の部分品として用いられ、ケーシングを内容物と接触させないためのものをいう。
別表第2の3貨物省令第二条第八号中の内容物	当該装置で制御又は誘導する化学物質（混合物を含む。）をいう。
別表第2の3貨物省令第二条第八号中の内容物と接触するすべての部分	内容物の漏れ防止のために用いられる交換可能な部分（ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。）以外で内容物と接触する全ての部分をいう。
別表第2の3貨物省令第二条第八号中のふっ素重合体	ふっ素の含有量が全重量の35パーセントを超えるふっ素重合体（ゴム状のものを含む。）をいう。
別表第2の3貨物省令第二条第八号中のカーボングラファイト	非結晶質炭素と黒鉛から構成されたものであって、黒鉛を重量濃度8パーセント以上含有したものをいう。
別表第2の3貨物省令第二条第八	重量比でそれぞれタンタル、チタン、ジルコニウム又はニオブの含有量が他の成分のいずれよりも多い合金をいう。

	号中タンタル合金、チタン合金、ジルコニウム合金、ニオブ合金		
	別表第2の3貨物省令第二条第十号中の部分品及び附属装置		他の用途に用いることができるものを除く。
ハ	製造に用いられる装置	製造に用いることができる装置をいう。	
	物理的封じ込めに用いられる装置	物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。	
	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。	
	別表第2の3貨物省令第三条第二号中発酵槽	バイオリアクター、ケモスタット又は連続培養方式を含む発酵装置をいう。	
	別表第2の3貨物省令第三条第二号及び第三号中生物系材料	ウイルス、細菌、毒素、毒素のサブユニット、細菌又は菌類、病原性を発現させるもの又は遺伝子をいう。	
	別表第2の3貨物省令第三条第三	デカンターを含む。	

	号中遠心分 離機		
--	-------------	--	--

〔付表3〕 2-1-1の3 (5) 輸出令別表第2の3第二号の解釈の表

輸 出 令 別 表 第 2 の 3 第 二 号	輸出令別表 第2の3中 解釈を要す る語	解 釈	
(1)	エネルギー 密度	平均出力 (W) に放電時間 (h) を乗じて得た数値を、セルの質量 (k g) で除した数値をいい、公称電圧にアンペア時間で表した公称容量を乗じて得た数値を、キログラムで表した質量で除すことで計算される。公称容量が示されていない場合のエネルギー密度は、公称電圧を二乗して得た数値に、時間で表した放電時間を乗じ、かつ、オームで表した放電負荷とキログラムで表した質量で除して計算することとする。	
	セル	電気化学デバイスであって、正極、負極及び電解質を有し、かつ、電気エネルギー源であるもののうち、バッテリーの基本的な構成部品であるものをいう。	
	一次セル	外部電源から充電できるように設計されていないものをいう。	
	二次セル	外部電源から充電できるように設計されているものをいう。	
	超電導電磁 石		医療用の磁気共鳴画像診断のために設計したものを除く。
(2)	アナログ方式のオシロスコープの部分品	特別に設計した以下の部品を含む。 イ プラグインユニット ロ 外部アンプ ハ プリアンプ ニ サプリングデバイス ホ 陰極線管	他の用途に用いることができるものを除く。
(3)	別表第2の3貨物省令第6条第三		他の用途に用いることができるものを除く。

(新設)

	号中の部分 品		
(4)	別表第2の 3貨物省令 第7条第二 号中の装置	イメージングデバイス、光電子素子、弾性波デバイスのようなその他のデバイスの製造に使用される装置、又はこれらの製造で使用するために改造した装置を含む。	
	材料の加工 装置		材料の加工装置であって、特別に設計した石英製の炉管、炉ライナー、パドル（攪拌棒）、ポート（特別に設計した籠入れ方式のポートを除く。）、バブラー、カセット又はるつぼを除く。
	結晶の引上 げ装置及び 炉		拡散炉及び酸化炉を除く。
	バッチ方式	単一ウエハーの製造加工のために特別に設計したものではない装置であって、同時に2枚以上のウエハーを加工することができるものをいう。	
	単一ウエハ ー方式	単一ウエハーの製造加工のために特別に設計したものをいう。 エッチングパラメータが各個別のウエハーについて独立して決定できるものであって、複数のウエハーを装填し加工することができる装置を含む。	
	化学的気相 成長装置		減圧気相成長（LPCVD装置）、反応性スパッタリング法を用いた装置を除く。
	別表第2の 3貨物省令 第7条第二 号イ(十)中		電子ビーム蒸着装置及び汎用の走査型電子顕微鏡を除く。

の電子ビーム装置		
ウェハーの表面仕上げ装置		半導体ウェハーの表面平坦化のために行う片面のラッピング研磨装置を除く。
マスク	電子ビーム、エックス線、紫外線、可視光の露光装置で使用されるものをいう。	
別表第2の3貨物省令第7条第二号ロ(四)1及び2中の装置		写真光学方式を用いたマスク製造装置であって、1980年1月1日以前に商業用のものとして入手できたもの又は同等以下の性能を有するものを除く。
別表第2の3貨物省令第7条第二号ロ(五)中の検査装置		汎用の走査型電子顕微鏡を除く(ただし、自動パターン検査用に特別に設計し、又は改造したものを除く。)
別表第2の3貨物省令第7条第二号ロ(六)中の露光装置		光学方式の接触型及び近接型のマスク整列露光装置又は接触型の画像転写装置を除く。
別表第2の3貨物省令第7条第二号ロ(七)中の装置	電子ビーム、イオンビーム又はX線装置であって直接描画方式のものは、別表第2の3貨物省令第7条第二号イ(十)をいう。	
別表第2の3貨物省令第7条第二号ハ中の集積回路の組立用の装置		汎用の抵抗スポット溶接機を除く。

(5)	別表第2の3貨物省令第8条第二号中の試験装置及び検査装置	半導体素子以外（イメージングデバイス、光電子素子、弾性波デバイスなど）の検査若しくは試験に使用される装置又はこれらの検査若しくは試験で使用するために改造した装置を含む。	
	別表第2の3貨物省令第8条第二号イ中の検査装置		汎用の走査型電子顕微鏡（自動パターン検査用に特別に設計し、又は改造したものを除く。）を除く。
	別表第2の3貨物省令第8条第二号ニ（一）中の半導体素子	光電池及び太陽電池を含む。	
	別表第2の3貨物省令第8条第二号ニ（二）中の試験対象		次のいずれかに該当するものの試験を行うために特別に設計したものを除く。 イ メモリー ロ 家庭用及び娯楽用の組立品又は電子組立品など ハ 貨物等省令第六条第一号から第八号の四まで又は別表第2の3貨物省令第4条イに該当しない電子機器の部品、部分品、組立品及び集積回路（当該試験装置が使用者によるプログラムの書換えが可能な計算装置を組込んでいないものに限る。）。
	別表第2の3貨物省令	試験装置の最大デジタル動作周波数をいう。試験装置が非多重モードにおいて転送することができる最大データ速度に等しい。試	

	<p>第8条第二号ニ(二)1及び2中のパターンレート</p>	<p>験速度、最大デジタル周波数又は最大デジタル速度ともいう。</p>	
	<p>別表第2の3貨物省令第8条第二号ホ中のレーザーシステム及び電子ビーム試験装置</p>		<p>走査型電子顕微鏡を除く(電源を入れた半導体素子の非接触プローブのために特別に設計し、その機能を備えたものを除く。)</p>
<p>(7)</p>	<p>別表第2の3貨物省令第10条中の電子計算機及びその附属装置</p>		<p>次のいずれかに該当するものを除く。 イ 他の装置に内蔵されたものであって、当該他の装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、当該他の装置の主要な要素(他の装置に内蔵されている電子計算機又は附属装置の購入価格が当該他の装置の販売価格の35%を超えることをいう。)となっていないもの ロ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、その機能が当該装置の信号処理又は画像強調に限定されているもの ハ 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで、(5)から(5の5)まで、又は輸出令別表第2の3第二号(8)に掲げる</p>

		貨物のいずれかに内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの	
別表第2の3貨物省令第10条第一号中の附属装置並びにこれらの部分品		他の用途に用いることができるものを除く。	
別表第2の3貨物省令第10条第三号中の電子計算機	電子組立品及びプログラム可能な内部接続であって、加重最高性能（APP）が別表第2の3貨物省令第10条第二号に該当しないもののうち、装置に組み込まれていない電子組立品として出荷されるものに限る。	イ 電子組立品であって、その設計内容により別表第2の3貨物省令第10条第七号に該当する部品として使用するよう設計したものを除く。 ロ デジタル電子計算機又はそれに関連する計算機の最大性能が別表第2の3貨物省令第10条第二号を超えないよう設計又は改修したものを除く。	
別表第2の3貨物省令第10条第六号中の附属装置		内部相互接続機器（バックプレーン、バスなど）、受動的なデータ転送接続機器、ローカルエリアネットワーク用機器又は通信チャネルコントローラーを除く。 他の用途に用いることができるものを除く。	
別表第2の3貨物省令第10条第		他の用途に用いることができるものを除く。	

	七号中の部分品		
(8)	別表第2の3貨物省令第11条第2号中の伝送通信装置	<p>次のイからワのいずれかに該当するもの又はこれらを組み合わせたものからなるものであって、次のワからレのいずれかに該当するものを伝送路とする単一又は複数チャネルの通信で使用するよう設計したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 無線装置（例えば、送信機、受信機及び送受信機） ロ 回線終端装置 ハ 中継増幅器 ニ 中継装置 ホ 再生中継装置 ヘ 符号変換装置（トランスコーダ） ト 多重化装置（統計的多重化を含む。） チ 変調器/復調器（モデム） リ 多重変換装置（CCITT 勧告 G701 参照） ヌ プログラム内蔵方式によるデジタル相互接続装置 ル ゲートウェイ及びブリッジ ヲ メディアアクセスユニット ワ 電線（回線） カ 同軸ケーブル ヨ 光ファイバーケーブル タ 電磁放射 レ 水中の音波伝播 	
	別表第2の3貨物省令第11条第2号中の部分品及び附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3貨物省令第11条第2号イに掲げる貨物		民間用の人工衛星システムに組み込まれて用いられるように特別に設計した装置を除く。
	別表第2の	ローカルエリアネットワーク用の装置を組み込んでいる場合は、	

3 貨物省令第 11 条第 2 号ニ中の装置	全ての通信インタフェースを対象とする。	
別表第 2 の 3 貨物省令第 11 条第 2 号ホ (二) 中のアナログ伝送方式を用いたものであって、帯域幅が四五メガヘルツを超えるもの		商用テレビを除く。
別表第 2 の 3 貨物省令第 11 条第 2 号へ (一) 及び (二) 中の無線送信機又は無線受信機		国際電気通信連合が割り当てた 26.5GHz から 31GHz までの間の周波数帯域に適合する民生用の装置を除く。
別表第 2 の 3 貨物省令第 11 条第 2 号へ (三) ~ (六) 中の無線送信機又は無線受信機		民間用の人工衛星システムに組み込まれて用いられるように特別に設計した装置を除く。 国際電気通信連合が定める周波数範囲のみ使用できるものうち、960 MHz 以下の周波数で使用できるように設計したもの又は総合伝送速度が 8.5M ビット毎秒以下のものを除く。
プログラム内蔵方式の	交換機能を有するデジタル入出力の統計的な多重化装置を	

電子式交換装置	含む。	
別表第2の3貨物省令第11条第三号中の部分品及び附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
別表第2の3貨物省令第11条第三号ハ中の多重レベルの優先権及びプリエンブション		単一レベルの呼のプリエンブションを除く。
別表第2の3貨物省令第11条第三号チ中のパケット交換機又はルーター		規制値を超えないポート又は回線のものを除く。
別表第2の3貨物省令第11条第三号チ(一)中の通信制御装置		別表第2の3貨物省令第11条第二号イで個々に規制されない通信チャネルのみから構成される多重化複合リンクを除く。
別表第2の3貨物省令第11条第五号中のトラフィック制御	統計的なトラフィック条件の予測機能としてのトラフィック制御を含む。	

	別表第2の3貨物省令第11条第六号中のフェーズドアレーアンテナ		国際民間航空機関の標準（マイクロ波着陸システム（MLS））に準拠する計器を有する着陸管制システムを除く。
	別表第2の3貨物省令第11条第七号中の部分品及び附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3貨物省令第11条第八号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(11)	別表第2の3貨物省令第14条中の暗号装置	貨物等省令第8条第九号に基づいて判定する。	貨物等省令第21条第1項第九号又は同項第九号の二に該当するプログラムのみにより第8条第九号から第十一号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するものを除く。
(12)	別表第2の3貨物省令第15条中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(13)	別表第2の3貨物省令第16条第一号中の部		他の用途に用いることができるものを除く。

	分品		
(15)	別表第2の3貨物省令第18条中の光学フィルター		固定式のエアギャップ型フィルター又はリオフィルターを除く。
(16)	別表第2の3貨物省令第19条第五号ロ(二)中の持続波レーザー発振器		多重横モードで発振する産業用レーザー発振器であって、定格出力が2kW以下のもののうち、総重量が1,200kgを超えるものを除く。総重量には、レーザー発振器を機能させるために必要なすべての部分品(例えば、レーザー発振器、電源、熱交換器)を含み、ビーム調整及びビームデリバリーのための外部の光学器械又は光学部品を除く。
(17)	別表第2の3貨物省令第20条第一号中の感度	機器固有のノイズフロア(測定可能な最も小さい信号)の二乗平均平方根をいう。	
	別表第2の3貨物省令第20条第二号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(19)	別表第2の3貨物省令第22条第一号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(21)	別表第2の3貨物省令		他の用途に用いることができるものを除く。

	第24条中の部分品及び附属品		
(23)	別表第2の3貨物省令第26条第一号ふっ化物	光の吸収度合いの低い、光学部品の材料となる物質をいう。	
	別表第2の3貨物省令第26条第一号イ中のふっ化化合物	ふっ化ジルコニウム又はふっ化アルミニウム及びこれらの異性体を含む。	
(24)	別表第2の3貨物省令第27条中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(26)	別表第2の3貨物省令第29条第一号中の空気中で計測された解像度	IEEE 規格 208/1960 又はこれと同等の規格で定める解像度をいう。	
	別表第2の3貨物省令第29条第六号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3貨物省令第29条第七号中の部		他の用途に用いることができるものを除く。

	分品			
	別表第2の3貨物省令第29条第十三号中の部分品及び附属品		他の用途に用いることができるものを除く。	
(27)	別表第2の3貨物省令第30条第二号中の部分品及び附属品		他の用途に用いることができるものを除く。	
	別表第2の3貨物省令第30条第三号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。	
(28)	別表第2の3貨物省令第31条第三号の航空機用のガスタービンエンジン及びその部分品		民間航空機に使用することになっている航空機用のガスタービンエンジン及びその部分品であって、8年を超える期間において民間航空機に使用されたものを除く。	
	別表第2の3貨物省令第31条第三号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。	
	別表第2の3貨物省令第31条第	8年を超える期間において民間航空機に使用されたものを含む。	他の用途に用いることができるものを除く。	

	四号の航空機の部分品		
	別表第2の3貨物省令第31条第五号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(29)	別表第2の3貨物省令第32条の落下傘		スポーツ用のものを除く。
	別表第2の3貨物省令第32条中の部分品及び附属装置		他の用途に用いることができるものを除く。
(30)	別表第2の3貨物省令第33条中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(33)	量子計算機	重ね合わせ、干渉、もつれなど、量子状態の集合的性質を利用して計算を行うものをいう。	
	別表第2の3貨物省令第36条第一号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	量子処理ユニット、量子ビット回路、量子ビットデバイス	超伝導方式、量子アニーリング方式、イオントラップ方式、光方式、シリコン・スピン方式、冷却原子方式を含む。	
(35)	パウダーベ	選択的レーザー溶融法 (SLM)、直接金属レーザー焼結法 (DMLS)、	

	ツド方式	電子ビーム溶融法 (EBM) によるものをいう。	
	バインダー ジェット ング方式	指向性エネルギー堆積法 (DED) によるものをいう。	
	エネルギー 材料の製造 用	超音波押し出しを用いた装置を 含む。	
	液槽光重合 方式	ステレオリソグラフィ (SLA)、又は、デジタルライトプロセッ ング (DLP) によるものをいう。	
(36)	印刷方式	プリンテッドエレクトロニクス又はプリンタブルエレクトロニ クスともいう。	
(37)	微小な電気 機械システ ム	チップ形式のセンサー (圧力 膜、ベンディングビーム又は マイクロアジャストデバイス を含む。) を含む。	
(39)	ポンプ	ゲッター型、ターボ分子型、拡散型、クライオ型、イオン型をい う。	
	超高真空装 置	100 ナノパスカル以下のものをいう。	
(40)	極低温用に 設計した冷 却装置	希釈冷凍機、断熱消磁冷凍機 及びレーザー冷却システムを 含む。	
	別表第 2 の 3 貨物省令 第 4 3 条第 二号中の部 分品		他の用途に用いることができる ものを除く。
(43)	数値制御	数値データ (通常、動作が進行中に読み取られる。) を扱う装置 によって行われるプロセスの自動制御をいう。(国際規格 ISO 2 3 8 2 (2 0 1 5) 参照)	
	別表第 2 の 3 貨物省令 第 4 6 条第	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械にあつ ては、可能な全ての加工方法に対し、関係する全ての規制項目を 確認し判断すること。	

二号中の工作機械	旋削、フライス削り又は研削の能力に加えて積層造形的能力を有する工作機械は、関係する規制項目を確認し判断すること。	
輪郭制御	次の必要な位置とその位置に至るための送り速度を規定する命令に従って動作する2軸以上の数値制御運動をいう。これらの送り速度は互いに関連して変化するので、必要な輪郭が生成される。(国際規格 ISO 2 8 0 6 (1 9 9 4) 参照)	
輪郭制御をすることが出来る軸数	輪郭制御をするために同時に関連づけて制御できる補間軸の総数をいう。	
電子制御装置	電子装置であって、工作機械の有している運動制御機能と組み合わせられることにより輪郭制御をすることができるものを含む。	
電子制御装置を取り付けることができるもの	電子制御装置を実装していない数値制御工作機械を含む。	
直線軸の全長について測定したときの位置決め精度 [別表第2の3貨物省令第46条第二号ロ(一)、(二)及び(三)中の位置決め精度の測定方法]	<p>国際規格 ISO 2 3 0 / 2 (2 0 0 6) の直線軸に関する測定方法に基づき、下記の測定要件を追加して測定するものとする。</p> <p>イ 測定条件</p> <p>(一) 測定の12時間前及び測定中においては、工作機械及び位置決め精度測定装置は、同じ環境温度下に保つこと。予備測定(慣らし運転)中に工作機械のスライドは、本測定と同じ方法で周期的な連続運転を行うこと。ただし、工作機械の機体の温度が室温、測定場所のフロアの温度等に対して平衡状態を保ち、かつ、当該工作機械の機体の温度が平衡に達していることを確認することができれば、上記条件(測定前に工作機械及び測定装置を同一環境温度下に置く時間)を満足しなくともよい。</p> <p>(二) 工作機械は、輸出される形態で装備するすべての機械</p>	

的、電子的又はソフトウェアによる補正を行って測定すること。

(三) 測定に用いる測定装置の測定精度は、被測定の仕事機械の位置決め精度の4倍より良い精度であること。なお、レーザー測定装置を使用する場合には、温度、気圧、湿度等の影響を避けるために、エアセンサー及び物体温度センサーを使用した自動補正又は手動補正を適宜行うこと。

(四) スライド駆動のための電源は、次のすべてを満足すること。

1 電源の電圧変動は、公称電圧のプラスマイナス10パーセント以下であること。

2 周波数変動は、標準周波数のプラスマイナス2ヘルツ以下であること。

3 停電又は電源の遮断があった場合には、慣らし運転及び測定を始めから行うこと。

ロ 測定プログラム

(一) 位置決め精度の測定中の送り速度(スライドの速度)は、早送り速度とすること。ただし、鏡面仕上げ用工作機械にあつては、当該送り速度は、毎分50ミリメートル以下とすること。

(二) 位置決め精度の測定は、目標位置へ動くのにその都度出発位置に戻ることなく、軸の可動範囲の一端からインクリメンタルの方法で行うこと。

(三) 一つの軸の位置決め精度の測定中にあつては、測定されていない軸のスライドを可動範囲の中央に置くこと。

ハ 測定結果の表示方法

位置決め精度の測定結果の表示には、国際規格 ISO 230/2 (2006) の表 2 (Typical test results) 及び図 2 (Bidirectional accuracy and repeatability of

	positioning) に倣った表及び図を含み、実際に設定した測定条件及び測定プログラムについても併せて表示すること。ただし、Repeatability (R) に関するものの表示を除く。 ニ 測定結果の評価方法 (一) 位置決め精度の数値は、国際規格ISO 230/2 (2006) で記述されているAccuracy (A) の数値とする。 (二) 位置決め精度の数値は、国際規格ISO 230/2 (2006) に定義される測定の不確かさを考慮に入れない。	
旋削	被加工物を回転させて工具による切削を行うことをいう。	
	被加工物を回転させて、工具を用いて穴をくり広げることを含む。	
フライス削り	回転工具を用いて切削を行うことをいう。	
	回転工具を用いて穴をくり広げることを含む。	
加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	工具を保持するティルティングスピンドルをいう。	
	フライス削り又は研削をすることができる工作機械を対象とする。	
別表第2の3貨物省令第46条第三号イ(二)中のスピンドル	旋削をすることができる工作機械を対象とする。	
回転軸	360度(1回転)以上回転しない回転軸を含む。	
別表第2の3貨物省令第46条第		他の用途に用いることができるものを除く。

	四号中の部分品		
	両方向位置決め繰返し性	国際規格 ISO 2 3 0 / 2 (工作機械の試験通則第2部) の 2. 1 1 に規定された手順を使い、この条件の下で求められた軸に沿った又はその周りの任意の位置での繰返し位置決め精度の最大値をいう。	
(44)	クローキング又は適応型の迷彩に用いられる材料	負の屈折率を持つ材料 (メタマテリアルを含む。) を含む。	
(45)	印刷方式	プリンテッドエレクトロニクス又はプリンタブルエレクトロニクスともいう。	
(46)	放水砲を用いた装置	遠隔操作可能な放水砲が装備された車両又は固定されたステーションであって、野外の暴動からオペレーターを防護するように設計された装甲、飛散防止窓、金属スクリーン、ブルバード又はランフラットタイヤ等の機能を有するものを含む。	
(49)	拘束のための器具	スタンカフ、ショックベルト、ショックスリーブ及び拘束椅子等の身体の複数部位を拘束する器具を含む。	医療処置中に患者の動きを拘束するために使用される医療器具、医療施設において患者の身体を拘束するための器具、安全ベルト、チャイルドシートその他安全器具を除く。
(50)	別表第2の3貨物省令第53条第一号及び第二号中の破砕流体	その組成は用いられる水圧破碎の手法によって異なり、ゲル状、泡状又は水ベースの流体となる場合がある。	

	別表第2の3貨物省令第53条第2号中のプロパント	破砕流体に添加される固形の材料（通常は処理された砂又は人工のセラミック材料）であって、水圧破砕処理中又は処理後に、水圧により生成された亀裂を支持するために設計されたものをいう。	
(53)	別表第2の3貨物省令第56条第3号から第5号まで及び第7号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(55)	生命又は身体を防護するための装置	次のいずれかに該当するものをいう。 イ 化学物質、生物系材料及び放射性物質から防護するために設計されたものであって次のいずれかに該当するものとする。 （一）ろ過及び給気式の全面型面体呼吸用防護具、これに使用するろ過吸収缶、ろ過フィルター並びにこれらの除染を行うための装置 （二）防護服、防護手袋及び防護靴 （三）探知又は識別のための装置 ロ 爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置（貨物等省令第13条第8項に掲げるものを除く。）	
			化学物質又は生物系材料から防護するために設計されたものであって、小売用若しくは個人用に包装されたもの又はラテックス検査用手袋、ラテックス手術用手袋、液体消毒用石鹼、使い捨ての手術用無菌布、手術着、手術用フットカバー、手術用マスクその他医療用消耗品を除く。
	別表第2の3貨物省令第58条中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。

(56)	放射線写真用の装置	エックス線変換器及び輝尽性蛍光体イメージングプレートを含む。	
(57)	複合材料	粒子、ウイスキー若しくは繊維又はこれらの組合せからなる相とマトリックスとからなるものをいう。	
	繊維	次のいずれかに該当するものを含む。 イ 連続したモノフィラメント、ヤーン、ロービング及びトウ ロ テープ、ファブリック、ランダムマット及びブレイド ハ チョップされた繊維、ステープルファイバー、繊維を集めて作ったブランケット ニ 単結晶又は多結晶のウイスキー（あらゆる長さのものを含む。） ホ 芳香族ポリアミドパルプ	
	プリプレグ	有機繊維、炭素繊維又は無機繊維に樹脂（熱硬化性樹脂又は熱可塑性樹脂）又はピッチをマトリックスとして含浸した複合材料成型用の中間基材（形状は問わない。）であって、加熱、加圧等により成型品に成型できるものをいう。	
	プリフォーム	設計した成型品に近い形状に加工した複合材料成型用の中間基材であって、樹脂又はピッチをマトリックスとして含浸したものをいう。	
(58)	複合材料	(57)の「複合材料」の解釈に同じ。	
	別表第2の3貨物省令第61条第一号中の比弾性率	23度プラスマイナス2度の温度及び50パーセントプラスマイナス5パーセントの相対湿度のもとで測定されたニュートン毎平方メートルで表されたヤング率をニュートン毎立方メートルで表された比重量で除した値をいう。	

	別表第2の3貨物省令第61条第2号中の比強度	23度プラスマイナス2度の温度及び50パーセントプラスマイナス5パーセントの相対湿度のもとで測定されたニュートン毎平方メートルで表された最大引張り強さをニュートン毎立方メートルで表された比重量で除した値をいう。	
(59)	ワクチン	人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであって、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験の実施の認証を受けているものをいう。	
		医療用のワクチンを含む。	
	診断用又は食品検査用のキット	診断又は公衆衛生を目的として特別に開発、包装又は販売されたものをいう。	
(60)	別表第2の3貨物等省令第63条第十一号中の火工品のうち、民生用途のために設計したもの	煙火であって、次のいずれかに該当するものを含む。 イ 演劇又は舞台用の煙火 ロ 特殊撮影用の煙火 ハ 観賞用の煙火	
(61)	診断用又は食品検査用のキット	(59)の「診断用又は食品検査用のキット」の解釈に同じ。	
	別表第2の3貨物省令第64条中の貨物等省令第2条第1項第一号から第三号までの化学物質	1-1(7)の表の輸出令別表第1の項の欄の3の「解釈」に同じ。	

(64)	別表第2の3貨物省令第67条中の自動的に探知し、かつ、識別するように設計した電子式の装置	設計感度レベル又はオペレーターが選択する感度レベルで爆発物又は起爆剤を探知する能力を有し、爆発物又は起爆剤が感度レベル以上で探知された際の自動警報を備えるものをいう。 次のいずれかの技術を利用したものを含む。 イ エックス線の技術を用いたもの ロ 核反応の技術を用いたもの ハ 電磁気の技術を用いたもの	スキャンしている品目の無機/有機カラーマッピングのような表示のオペレーターの解釈に依存する装置を除く。
	別表第2の3貨物省令第67条の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(65)	別表第2の3貨物省令第68条第一号中の動作周波数	ミリ波、準ミリ波とテラヘルツ周波数の領域として扱われる周波数範囲にわたるものをいう。	
	別表第2の3貨物省令第68条の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(66)	別表第2の3貨物省令第69条中の米国国家規格協会	ANSI (American National Standards Institute) をいう。	
	別表第2の3貨物省令第69条中の米国軸受製造者協会	ABMA (American Bearing Manufacturers Association) をいう。	

	別表第2の3貨物省令第69条第一号中の動作温度	ガスタービンエンジン運転後の温度を含む。	
	別表第2の3貨物省令第69条第二号中の米国国家規格協会又は米国軸受製造者協会が定める精度がClass A以上のもの又はそれと同等の精度を有するもの	インチ系で表した米国国家規格協会若しくは米国軸受製造者協会が定める精度がClass 00のもの又は日本産業規格B1514-1で定める精度の等級が2級のものを含む。	
	別表第2の3貨物省令第69条第五号中のふっ素重合体	ポリテトラフルオロエチレン (PTFE) を含む。	
(67)	別表第2の3貨物省令第70条中の銅及びニッケルの合金	銅の合金であって、ニッケルを含むもの(銅を主要な成分として、副成分としてニッケルを含むもの。)をいう。	
(69)	可搬型の発電機	コンクリートによる基礎の打設、ボルト固定等の据付工事を必要としないものをいう。	
(71)	別表第2の3貨物省令	AGMA (American Gear Manufacturers Association) をいう。	

	第74条の 米国歯車製 造業者協会		
(74)	別表第2の 3貨物省令 第77条中 の第46 条、第74 条から第7 6条までに 掲げる貨物 に使用する ように特に 設計された もの		計測用干渉計システム(閉ループ 又は開ループフィードバック機 能を有するものを除く。)であつ て、レーザー光を用いて工作機 械、測定装置又はこれと同等の装 置のスライド運動誤差を測定す るものを除く。
(75)	アイソスタ チックプレ ス	気体、液体、固体粒子等各種媒体を介して密閉された中空容器内 を加圧し、加工物又は材料に容器内のすべての方向から等しい圧 力を加えることができる装置をいう。	
(85)	オーステナ イト系ステ ンレス鋼	304ステンレス鋼及び31 6ステンレス鋼以外のオース テナイト系ステンレス鋼を含 む。	
	管	継手を含む。	
	タンクその 他の容器		次のいずれかに該当するものを 除く。 イ 他の貨物を運搬するために使 用されるものとして輸入した ものであって、輸入した後返送 のため輸出するもの(無償のも のに限る。) ロ 他の貨物を運搬するために使 用されるものとして輸出する ものであって、輸出した後輸入 すべきもの(無償のものに限 る。)

〔付表4〕 4-2-2 (4) (ニ) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈

(新設)

別表第2の2の号	貨物名	解釈 (対象となる関税率表の番号等)
1	牛の肉 (冷凍したものに限る。)	02.02
2	魚のフィレ (冷凍したものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	0304.87のうちまぐる
3	キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	1604.31、1604.32
4	アルコール飲料	22.03から22.06まで、22.08
5	製造たばこ及び製造たばこ代用品	24.02、2403.11、2403.19
6	香水類及びオーデコロン類	33.03
7	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品 (日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	33.04
8	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器 (外面が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	4202.11、4202.91
9	ハンドバッグ (外面が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	4202.21、4202.91
10	財布その他のポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 (外面が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	4202.31、4202.91

1 1	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	4 2. 0 3		
1 2	毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品及び人造毛皮製品	4 3. 0 3、4 3. 0 4（製品のものに限る。）		
1 3	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	5 7		
1 3 の2	つづれ織物（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	つづれ織物であって、以下の輸出統計品目番号に該当するもの（アメリカ合衆国通貨500ドルに相当する額を超えるものに限る。）に限る。 5 0. 0 7、5 1. 1 1から5 1. 1 3まで、5 2 0 8. 4 9、5 2 0 9. 4 9、5 2 1 0. 4 9、5 2 1 1. 4 9、5 2 1 2. 1 4、5 2 1 2. 2 4、5 3 0 9. 1 9、5 3 0 9. 2 9、5 3 1 0. 9 0、5 3. 1 1、5 4 0 7. 1 0から5 4 0 7. 3 0まで、5 4 0 7. 4 3、5 4 0 7. 5 3、5 4 0 7. 6 1、5 4 0 7. 6 9、5 4 0 7. 7 3、5 4 0 7. 8 3、5 4 0 7. 9 3、5 4 0 8. 1 0、5 4 0 8. 2 3、5 4 0 8. 3 3、5 5 1 2. 1 9、5 5 1 2. 2 9、5 5 1 2. 9 9、5 5 1 3. 3 1、5 5 1 3. 3 9、5 5 1 4. 3 0、5 5. 1 5、5 5 1 6. 1 3、5 5 1 6. 2 3、5 5 1 6. 3 3、5 5 1 6. 4 3、5 5 1 6. 9 3、5 7 0 2. 1 0、5 7 0 2. 2 0、5 7 0 2. 5 0、5 7 0 2. 9 1、5 7 0 2. 9 2、5 7 0 2. 9 9、5 7 0 5. 0 0、5 8 0 5. 0 0、5 8 0 6. 2 0から5 8 0 6. 3 9まで、5 8 0 7. 1 0、5 8 0 9. 0 0、5 9. 0 1、5 9. 0 3、5 9 0 6. 9 9、5 9 0 7. 0 0、6 2、6 3. 0 1、6 3 0 2. 3 1から6 3 0 2. 3 9まで、6 3 0 2. 5 1から6 3 0 2. 5 9まで、6 3 0 2. 9 1から6 3 0 2. 9 9まで、6 3 0 3. 9 1から6 3 0 3. 9 9まで、6 3 0 4. 1 9、6 3 0 4. 9		

		2から6304.99まで、63.07、63.09に該当するもの	
13 の3	磁器製の食卓用品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	6911.10（食卓用品（アメリカ合衆国通貨100ドルに相当する額を超えるものに限る。）に限る。）	
14	ガラス製品（鉛ガラス製のものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	7013.22、7013.33、7013.41、7013.91、71.17（鉛ガラス製のものに限る。）	
15	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同じ。）及び特定金属を張つた金属並びにこれらの製品	71.01から71.16まで	
16	携帯用のデジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）	8471.30	
17	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	85.18	
18	音声再生機、録音機及びビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	85.19、85.21、85.22	
19	録音その他これに類する記録用の媒体（写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。）	85.23（8523.52を除く。）	
20	ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ	8525.81から8525.89まで（テレビジョンカメラを除く。）、8806.21から8806.99まで（ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラに限る。）	
21	ラジオ放送用受信機（無線電話又	85.27	

	は無線電信を受信することができるものを含む。)	
22	テレビジョン受像機器（カラーのものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）並びにビデオモニター（カラーのものに限る。）及びビデオプロジェクター	8528.49（カラーのものに限る。）、 8528.59（カラーのものに限る。）、 8528.69、8528.71（カラーのものであつて、放送用のものに限る。）、 8528.72（放送用のものに限る。）
23	乗用自動車及び雪上走行用に特に設計した車両（雪上走行用に特に設計した車両にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	87.03（8703.10は、雪上走行用に特に設計した車両に該当するスノーモービル（アメリカ合衆国通貨2000ドルに相当する額を超えるものに限る。）に限る。）
24	モーターサイクル（モペットを含む。）及び補助原動機付きの自転車	87.11（サイドカー（片側に一個の車輪を有し、また、反対側には自転車又はモーターサイクルに取り付けてそれらの側面を走行させるための連結器を備えているもの）を除く。）
25	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶及びカヌー	89.03（櫓船を除く。）
26	写真機（一眼レフレックスのものに限る。）	9006.53、9006.59
27	映画用の撮影機及び映写機	90.07
28	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	90.08
29	映写用又は投影用のスクリーン	9010.60
30	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含む。）	91.01、91.02
31	楽器並びにその部分品及び附属品	92
31の2	運動用具並びにその部分品及び附属品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	64.01から64.05までに該当するものうち、①から④までのいずれかに掲げるものに限る。 ① スケート靴 本底にアイススケート部品又はローラースケート部品を取り付けることができるように合金板等が挿入されている靴 ② スキー靴及びスノーボードブーツ

爪先部分又はかかと部分にスキー及びスノーボード締具を取り付けることができるような構造を有している靴

③ レスリングシューズ及びボクシングシューズ

以下(イ)から(ニ)までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、レスリング及びボクシングに直接使用することを目的とするものであると認められる靴

(イ) 平底で、本底の表面がすべり止め成型されているもの又は本底の表面にすべり止め素材を使用しているもの

(ロ) 甲の爪先部分若しくはかかと部分の外表面が補強されているもの(材料を問わない。)又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの

(ハ) 甲締め部分がひも締めのもの

(ニ) 足入れ口がくるぶし以上までであるもの

④ スポーツ活動用として製造した履物(スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるものに限る。)

例：スパイクシューズ類

- ・陸上競技用スパイクシューズ
 - ・陸上投てき用シューズ
 - ・野球用スパイクシューズ
 - ・ゴルフシューズ
 - ・サッカーシューズ
 - ・ラグビーシューズ
 - ・アメリカンフットボールシューズ
- 等

注：以下のものは含まれない。

- ・ジョギングシューズ

		・テニスシューズ 等
		95.06
32	万年筆	9608.30 (製図用のペン(墨汁を使用するものに限る。)を除き、ペン軸の内部に保持したインクが毛細管現象によりスリットの入ったペン芯を通じてペン先に持続的に供給される構造を持ったペンに限る。)
33	美術品、収集品及びこつとう	97

〔付表5〕4-2-2(4)(二)輸出令第4条第2項第二号ホ及びチに規定する「別表第2の3第三号に掲げる貨物」の解釈

(新設)

輸出令別表第2の3第三号の細目	貨物名	解釈(対象となる関税率表の番号等)
イ	アルコール飲料及びエチルアルコール	22.03、22.04(2204.22及び2204.30を除く。)、22.05、22.06、2207.10、22.08 (4万円を超えるものに限る。)
ロ	葉巻たばこ、シエルート、シガリロ及び紙巻たばこ(たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。)	24.02(2402.20を除く。) (4万円を超えるものに限る。)
ハ	香水類、オーデコロン類その他の調製香料及び美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品その他の化粧品類	33.03、33.04(3304.30を除く。)、3307.90 (4万円を超えるものに限る。)
ニ	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、ハンドバッグ、財布その他これらに類する容器及びズボンつりその他の衣類附属	42.02(4202.92を除く。)、4203.40 (4万円を超えるものに限る。)

	品	
ホ	毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品	43.03 (4万円を超えるものに限る。)
ヘ	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	57 (5702.49を除く。) (4万円を超えるものに限る。)
ト	つづれ織物	58.05 (4万円を超えるものに限る。)
チ	スキースーツ、水着、絹製のブラウスその他の衣類及び絹製のショールその他の衣類附属品	6110.30、61.12、6206.10、6211.11から6211.20まで、6213.90、6214.10、6215.10 (10万円を超えるものに限る。)
リ	スキー靴、スポーツ用の履物その他の履物	6401.92、64.02 (6402.20及び6402.91を除く。)、64.03、64.04 (6404.19を除く。)、6405.10 (10万円を超えるものに限る。)
ヌ	革製その他の材料製の帽子(安全帽子並びにゴム製及びプラスチック製のものを除く。)	6506.99 (10万円を超えるものに限る。)
ル	磁器製の食卓用品その他の陶磁製品	69.11、69.14 (4万円を超えるものに限る。)
ヲ	ガラス製品(鉛ガラス製のものに限る。)	7013.22、7013.33、7013.41、7013.91 (4万円を超えるものに限る。)
ワ	天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石並びにこれらの製品、銀及び金並びにこれらの製品、特定金属(銀及び金を除く。)の製品並びに特定金属を張つた金属の製品	71.01、7102.10、71.03、7104.91、71.06 (7106.10を除く。)、7108.13、71.13、71.14 (7114.11を除く。)、7115.90、71.16 (金を主たる材料とする物を除き、4万円を超えるものに限る。)
カ	船舶推進用エンジン及びその部分品並びに携帯用の自動データ処理機械(少なくとも中央処理装置、キーボード及びディ	8407.21、8407.29、8408.10、8409.91 (船舶推進用エンジンに使用する部分品に限る。) (130万円を超えるものに限る。)

	スプレーから成るものに限る。)	8471.30 (4万円を超えるものに限る。)	
ヨ	乗用自動車その他の自動車、モーターサイクル(モペットを含む。)、補助原動機付きの自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属品	87.03 (600万円を超えるものに限る。) 87.06(乗用自動車用のものに限る。)、 8707.10 (200万円を超えるものに限る。) 87.11(8711.10を除く。) (60万円を超えるものに限る。) 8714.10 (20万円を超えるものに限る。)	
タ	呼吸用機器及びガスマスク(機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。)	90.20 (4万円を超えるものに限る。)	
レ	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップウォッチを含み、ケースに特定金属又は特定金属を張った金属を使用したものに限る。)及びその部分品	91.01、9111.10、9111.90(特定金属(銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同じ。))又は特定金属を張った金属を使用したケースの部分品に限る。)、9113.10 (4万円を超えるものに限る。)	
ソ	グランドピアノ	9201.20 (20万円を超えるものに限る。)	
ツ	美術品、収集品及びこつとう	97(金貨その他金を主たる材料とする物を除く。) (4万円を超えるものに限る。)	
別表第1～別表第7 (略)			別表第1～別表第7 (略)

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について（令和5年12月20日付け輸出注意事項2023第25号）

改正後	現 行
<p>3 輸出の承認</p> <p>上記1に該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は<u>外国為替令第18条第3項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成22年経済産業省告示第93号。以下「役務取引等告示」という。）別表第三に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合弁を含む。）</u>向けの輸出</p> <p>⑨ (略)</p> <p>なお、上記の承認は、次の輸出承認基準により行う。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>様式3</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住所：</p> <p style="text-align: right;">氏名：</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p>	<p>3 輸出の承認</p> <p>上記1に該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は<u>別表</u>に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合弁を含む。）向けの輸出</p> <p>⑨ (略)</p> <p>なお、上記の承認は、次の輸出承認基準により行う。</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(別表)</u></p> <p><u>オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国</u></p> <p>様式3</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住所：</p> <p style="text-align: right;">氏名：</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p>

今般申請する_____向け貨物の輸出に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。

記

1・2 (略)

3 誓約事項 (当てはまる□にチェック)

当該貨物は、輸出先において下記の用途に使用されます。

(略)

政府間で輸出するもの (宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等)

最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は役務取引等告示別表第三に掲げる国・地域の法人が出資した法人 (合弁を含む。) 向けの輸出

我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの (ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアークティック LNG 2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。)

(削除)

今般申請する_____向け貨物の輸出に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。

記

1・2 (略)

3 誓約事項 (当てはまる□にチェック)

当該貨物は、輸出先において下記の用途に使用されます。

(略)

政府間で輸出するもの (宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等)

最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人 (合弁を含む。) 向けの輸出

我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの (ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアークティック LNG 2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。)

(別紙)

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改正後				現 行			
別紙第1				別紙第1			
1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)に掲げる貨物（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」 <u>付表1</u> の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。））				1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)に掲げる貨物（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」 <u>2-1-1</u> の(5)の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。））			
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POP s 条約対象	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POP s 条約対象
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2～4 (略)				2～4 (略)			
5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」 <u>付表1</u> の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））				5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」 <u>2-1-1</u> の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））			
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象		化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

「外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシ等に係る役務取引許可について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシ等に係る役務取引許可について（令和5年12月20日付け輸出注意事項2023第24号）

改正後		現 行																																				
<p>4 役務取引の許可</p> <p>上記1の役務取引については原則として許可しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、許可を行うことがある。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は<u>役務取引等告示別表第三</u>に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合併を含む。）を取引の相手等とするもの（ソフトウェアのアップデートを含む。）</p> <p>⑩ (略)</p>		<p>4 役務取引の許可</p> <p>上記1の役務取引については原則として許可しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、許可を行うことがある。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は<u>別表2</u>に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合併を含む。）を取引の相手等とするもの（ソフトウェアのアップデートを含む。）</p> <p>⑩ (略)</p>																																				
別表1 役務取引等告示別表第一中解釈を要する語		別表1 役務取引等告示別表第一中解釈を要する語																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>解釈を要する語</th> <th colspan="2">解釈</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>実時間処理</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>同期光伝送網</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>第九号の規定中のプログラ</td> <td colspan="2">次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ プログラムであって、次の(一)から(三)までの</td> </tr> </tbody> </table>	解釈を要する語	解釈		(削除)		(削除)	実時間処理	(略)		(略)	(略)		同期光伝送網	(略)		第九号の規定中のプログラ	次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ プログラムであって、次の(一)から(三)までの		<table border="1"> <thead> <tr> <th>解釈を要する語</th> <th colspan="2">解釈</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術</td> <td colspan="2">輸出貿易管理令別表第2の3に掲げる貨物（以下のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものに限る。）の据付、操作及び保守点検のための必要最小限の技術（プログラムのうちソースコードのものを除く。）であって、当該貨物を輸出する者が、当該輸出する貨物を使用するためのものとして、当該輸出に直接伴ってする取引において提供するものを除く。 イ 輸出貿易管理令第2条第1項の規定に基づき承認を取得したもの ロ 輸出貿易管理令第4条第2項の規定が適用されるもの ハ 運用通達2-1-1の3(3)又は(5)の規定により、輸出貿易管理令別表第2の3に掲げる品目に含まれないもの</td> </tr> <tr> <td>実時間処理</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>同期光伝送網</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td colspan="2">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>		解釈を要する語	解釈		技術	輸出貿易管理令別表第2の3に掲げる貨物（以下のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものに限る。）の据付、操作及び保守点検のための必要最小限の技術（プログラムのうちソースコードのものを除く。）であって、当該貨物を輸出する者が、当該輸出する貨物を使用するためのものとして、当該輸出に直接伴ってする取引において提供するものを除く。 イ 輸出貿易管理令第2条第1項の規定に基づき承認を取得したもの ロ 輸出貿易管理令第4条第2項の規定が適用されるもの ハ 運用通達2-1-1の3(3)又は(5)の規定により、輸出貿易管理令別表第2の3に掲げる品目に含まれないもの		実時間処理	(略)		(略)	(略)		同期光伝送網	(略)		(新設)	(新設)	
解釈を要する語	解釈																																					
(削除)		(削除)																																				
実時間処理	(略)																																					
(略)	(略)																																					
同期光伝送網	(略)																																					
第九号の規定中のプログラ	次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ プログラムであって、次の(一)から(三)までの																																					
解釈を要する語	解釈																																					
技術	輸出貿易管理令別表第2の3に掲げる貨物（以下のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものに限る。）の据付、操作及び保守点検のための必要最小限の技術（プログラムのうちソースコードのものを除く。）であって、当該貨物を輸出する者が、当該輸出する貨物を使用するためのものとして、当該輸出に直接伴ってする取引において提供するものを除く。 イ 輸出貿易管理令第2条第1項の規定に基づき承認を取得したもの ロ 輸出貿易管理令第4条第2項の規定が適用されるもの ハ 運用通達2-1-1の3(3)又は(5)の規定により、輸出貿易管理令別表第2の3に掲げる品目に含まれないもの																																					
実時間処理	(略)																																					
(略)	(略)																																					
同期光伝送網	(略)																																					
(新設)	(新設)																																					

ム	<p><u>全てに該当するもの</u></p> <p>(一) <u>購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者をいう。）による同条第2項に規定する信書便若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの</u></p> <p>(二) <u>当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを使用する者によって変更できないもの</u></p> <p>(三) <u>当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの</u></p> <p>ロ <u>貨物等省令第8条第九号へ（一）に該当する貨物のために設計したプログラムであって、同号へに該当する部分品の実行形式のもの（ファームウェアをいう。装置の上で動作するプログラムのみで機能完結したものを除く。）のうち、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの</u></p> <p>(一) <u>情報システムのセキュリティ管理機能が当該プログラムの主たる機能ではないもの</u></p> <p>(二) <u>貨物等省令第8条第九号へ（一）に該当する貨物の有する暗号機能を変更せず、当該貨物に新しい暗号機能を追加しないもの</u></p> <p>(三) <u>当該プログラムの機能が固定されており、特定の使用者の仕様のために設計又は改造されていないもの</u></p>				
ERP	enterprise resource planning をいう。		(新設)	(新設)	
CRM	customer relationship management をいう。		(新設)	(新設)	
BI	business intelligence をいう。		(新設)	(新設)	
SCM	supply chain management をいう。		(新設)	(新設)	
EDW	enterprise data warehouse をいう。		(新設)	(新設)	
CMMS	computerized maintenance management system をいう。		(新設)	(新設)	
PLM	product lifecycle management をいう。		(新設)	(新設)	

BIM	building information modelling をいう。
ETO	engineer to order をいう。

(削除)

様式2

経済産業大臣 殿

年 月 日

住所：
氏名：

誓約書

今般申請する_____との役務取引に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。

記

1・2 (略)

3 誓約事項 (当てはまる□にチェック)

当該役務は、提供先において下記の用途に使用されます。

(略)

政府間の輸出に伴うもの (宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等)

最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は役務取引等告示別表第三に掲げる国・地域の法人が出資した法人 (合弁を含む。) を取引の相手等とするもの (ソフトウェアのアップデートを含む。)

我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの (ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアークティック LNG 2 プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。)

(削除)

(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

別表2

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

様式2

経済産業大臣 殿

年 月 日

住所：
氏名：

誓約書

今般申請する_____との役務取引に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。

記

1・2 (略)

3 誓約事項 (当てはまる□にチェック)

当該役務は、提供先において下記の用途に使用されます。

(略)

政府間の輸出に伴うもの (宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等)

最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人 (合弁を含む。) を取引の相手等とするもの (ソフトウェアのアップデートを含む。)

我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの (ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアークティック LNG 2 プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。)

(別紙)

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キ
プロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギ
リシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、
ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、
ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、ス
イス、英国、アメリカ合衆国